

四 半 期 報 告 書

(第155期第 1 四半期)



E 0 1 1 6 6

四 半 期 報 告 書

- 1 本書は四半期報告書を金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 2 本書には、上記の方法により提出した四半期報告書に添付された四半期レビュー報告書及び上記の四半期報告書と同時に提出した確認書を末尾に綴じ込んでおります。

目 次

	頁
【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【事業の内容】	2
第2 【事業の状況】	3
1 【事業等のリスク】	3
2 【経営上の重要な契約等】	3
3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	3
第3 【提出会社の状況】	6
1 【株式等の状況】	6
2 【役員の状況】	7
第4 【経理の状況】	8
1 【四半期連結財務諸表】	9
2 【その他】	15
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	16

四半期レビュー報告書

確認書

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	平成26年8月8日
【四半期会計期間】	第155期第1四半期（自 平成26年4月1日 至 平成26年6月30日）
【会社名】	株式会社ノザワ
【英訳名】	NOZAWA CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 野 澤 俊 也
【本店の所在の場所】	神戸市中央区浪花町15番地
【電話番号】	神戸（078）333－4111（代表）
【事務連絡者氏名】	経理部長 金 井 一 弘
【最寄りの連絡場所】	神戸市中央区浪花町15番地
【電話番号】	神戸（078）333－4111（代表）
【事務連絡者氏名】	経理部長 金 井 一 弘
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号） 株式会社ノザワ東京支店 （東京都中央区新富一丁目18番1号（住友不動産京橋ビル）） 株式会社ノザワ名古屋支店 （名古屋市中区錦二丁目4番15号（ORE錦二丁目ビル））

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第154期 第1四半期 連結累計期間	第155期 第1四半期 連結累計期間	第154期
会計期間	自 平成25年4月1日 至 平成25年6月30日	自 平成26年4月1日 至 平成26年6月30日	自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日
売上高 (千円)	4,128,766	4,757,698	20,203,414
経常利益 (千円)	388,369	530,658	2,231,201
四半期（当期）純利益 (千円)	264,180	350,478	858,957
四半期包括利益又は包括利益 (千円)	389,571	330,562	1,302,620
純資産額 (千円)	10,105,118	10,992,242	10,825,400
総資産額 (千円)	22,897,852	23,119,725	23,450,732
1株当たり四半期（当期）純利益金額 (円)	11.32	15.02	36.81
潜在株式調整後1株当たり 四半期（当期）純利益金額 (円)	—	—	—
自己資本比率 (%)	41.6	44.7	43.2

（注） 1 当社は四半期連結財務諸表を作成しているため、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載していない。

2 売上高には、消費税等は含まれていない。

3 潜在株式調整後1株当たり四半期（当期）純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していない。

2【事業の内容】

当第1四半期連結累計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）が営む事業の内容について、重要な変更はない。また、主要な関係会社についても異動はない。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第1四半期連結累計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更はない。

2【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はない。

3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当社グループ（当社及び連結子会社）が判断したものであります。

(1) 業績の状況

当第1四半期連結累計期間におけるわが国経済は、金融緩和政策・各種経済対策により、緩やかな回復基調が続いているものの、消費税率引上げに伴う駆け込み需要の反動減がみられ、景気の先行きは不透明な状況で推移いたしました。建築材料業界におきましては、企業業績の改善により設備投資は緩やかに増加しているものの、建設資材の高騰及び建設就業者不足による工期遅延・建設計画の中止等、予断を許さない経営環境が続いております。

このような状況のなか、当第1四半期連結累計期間の売上高は47億57百万円（前年同期比15.2%増加）となりました。当社グループの単一の報告セグメントである建築材料関連事業の品種別の売上高につきましては、押出成形セメント製品関連では、主力の押出成形セメント板「アスロック」は30億95百万円（前年同期比24.9%増加）、住宅用軽量外壁材は6億26百万円（前年同期比3.0%減少）となり、押出成形セメント製品関連合計では37億21百万円（前年同期比19.1%増加）に、スレート関連は2億23百万円（前年同期比18.2%減少）、耐火被覆等は2億24百万円（前年同期比4.6%増加）となりました。

利益面につきましては、主力である押出成形セメント製品が伸長したことに加え、生産性の向上及びコスト削減に努めました結果、営業利益は5億52百万円（前年同期比58.1%増加）、経常利益は5億30百万円（前年同期比36.6%増加）、四半期純利益は3億50百万円（前年同期比32.7%増加）となりました。

(2) 財政状態の分析

当第1四半期連結会計期間末における当社グループの流動資産の残高は、前連結会計年度末に比べ未成工事支出金が1億77百万円増加したものの、現金及び預金が2億73百万円減少したこと等により90億42百万円（前連結会計年度末と比較して1億23百万円減少）となりました。固定資産の残高は、前連結会計年度末に比べ投資有価証券が66百万円増加したものの、有形固定資産が減価償却等により97百万円減少したこと等から、140億76百万円（前連結会計年度末と比較して2億7百万円減少）となりました。この結果、総資産は、前連結会計年度末に比べ3億31百万円減少し231億19百万円となりました。

当第1四半期連結会計期間末における流動負債の残高は、前連結会計年度末に比べ未払法人税等が6億7百万円減少したこと等から、58億64百万円（前連結会計年度末と比較して2億81百万円減少）となりました。固定負債の残高は、長期借入金が前連結会計年度末に比べ1億45百万円減少したこと等から、62億63百万円（前連結会計年度末と比較して2億15百万円減少）となりました。この結果、負債の合計額は、前連結会計年度末に比べ4億97百万円減少し121億27百万円となりました。

当第1四半期連結会計期間末における純資産の残高は、利益剰余金が1億87百万円増加したこと等から、109億92百万円（前連結会計年度末と比較して1億66百万円増加）となりました。

(3) 事業上及び財政上の対処すべき課題

当第1四半期連結累計期間において、当社グループの事業上及び財政上の対処すべき課題に重要な変更はありません。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等（会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項）は次のとおりです。

（当社株券等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）について）

1. 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、金融商品取引所に株式を上場している者として、市場における当社株式の自由な取引を尊重し、特定の者による当社株式の大規模買付行為であっても、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものである限り、これを一概に否定するものではありません。また、最終的には株式の大規模買付提案に応じるかどうかは株主の皆様の決定に委ねられるべきだと考えています。

ただし、株式の大規模買付提案の中には、たとえばステークホルダーとの良好な関係を保ち続けることができない可能性があるなど、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を損なうおそれのあるもの、あるいは株主の皆様が最終的な決定をされるために必要な情報が十分に提供されないものもあります。

そのような提案に対して、当社取締役会は、株主の皆様から負託された者の責務として、株主の皆様のために、必要な時間や情報の確保、株式の大規模買付提案者との交渉などを行う必要があると考えています。

2. 当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する特別な取り組み

当社の中長期的な経営基本戦略等当社の目標としております企業像は下記のとおりです。

- ① 建設部材、システム分野での開発型企業を目指し、建築・住宅・土木の3市場での安定的な商品供給による強固な経営基盤を持つ企業
- ② 技術力を背景とした差別化(品質・納期・コストの絶対的優位性)を推進するオンリーワン企業
- ③ 環境保全を主眼においた次世代の事業を模索し、人々にやすらぎと安心を提供し、社会への貢献を企業の発展と考える企業

これらを実現するため、「安全第一、法令遵守、人権尊重、環境保全」の基本原則を大前提に、当社の経営の2本柱である中長期計画、NNPS（ノザワ・ニュー・プロダクション・システム）活動を着実に実行することによって、当社のもつ経営資源を有効に活用するとともに、様々なステークホルダーとの良好な関係を継続、発展させ、当社及び当社グループ会社の企業価値及び株主共同の利益の向上に繋げられるものと考えております。

3. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組み

当社は、平成20年6月27日開催の定時株主総会において、買収防衛策の導入根拠、手続き等を定めた定款変更議案及び変更された定款に基づき当社株式等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）（以下「本プラン」といいます。）の導入について株主の皆様のご承認をいただき、また平成26年6月27日開催の定時株主総会において本プランの継続についてご承認をいただき、現在に至っております。

本プランは、当社株式に対する買付が行われた際、買付に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や時間を確保したり、株主の皆様のために買付者と交渉を行うこと等を可能とするものであり、当社の企業価値・株主共同の利益を毀損する買付等を阻止し、当社の企業価値・株主共同の利益を確保・向上させることを目的としております。

本プランにおきましては、(i)当社が発行者である株式等について、保有者の株式等保有割合が20%以上となる買付、または(ii)当社が発行者である株式等について、公開買付に係る株式等の株式等所有割合及びその特別関係者の株式等所有割合の合計が20%以上となる公開買付またはこれらに類似する行為（以下「買付等」と総称します。）を対象とします。

当社の株式等について買付等が行われる場合、当該買付等に係る買付者等には、買付等の内容の検討に必要な情報及び当該買付者等が買付等に際して本プランに定める手続きを遵守する旨の誓約文言等を記載した書面の提出を求めます。その後、買付者等から提出された情報、当社取締役会からの意見や根拠資料、当該買付等に対する代替案等が、経営陣から独立した者より構成される独立委員会に提供され、その評価、検討を経るものとします。独立委員会は、必要に応じて、外部専門家等の助言を独自に得たうえ、買付内容の評価・検討、当社取締役会の提示した代替案の検討、株主に対する情報開示等を行います。

独立委員会は、買付者等が本プランに規定する手続きを遵守しなかった場合、または買付者等の買付等の内容の検討、買付者等との協議・交渉の結果、当該買付等が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうおそれのある買付等である場合等、本プランに定める要件のいずれかに該当し、対抗措置を発動することが相当であると判断した場合には、当社取締役会に対して、対抗措置を発動すべき旨、または株主の意思を確認すべき旨を勧告します。当社取締役会は、この勧告または株主意思確認総会若しくは書面投票の決定に基づき、原則として新株予約権の無償割当ての実施を決議し、別途定める割当期日における当社の最終の株主名簿に記録された当社以外の株主に対し、その保有する当社株式1株につき新株予約権2個を上限として別途定める割合で、新株予約権を無償で割当てます。

当社取締役会は、上記取締役会決議を行った場合速やかに、当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、情報開示を行います。

本プランの有効期間は、平成29年6月開催予定の定時株主総会終結の時までです。ただし、かかる有効期間の満了前であっても、当社の株主総会において本プランの変更または廃止の決議がなされた場合には、本プランは当該決議に従い、その時点で変更または廃止されるものとします。また、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により本プランの廃止の決議がなされた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとします。

本プランにおいては、新株予約権無償割当てが実施されていない場合、株主の皆様は直接具体的な影響が生じることはありません。他方、本プランが発動され、新株予約権無償割当てが実施された場合、株主の皆様が新株予約権行使の手続きを行わないとその保有する株式が希釈化される場合があります。（ただし、当社が当社株式を対価として新株予約権の取得を行った場合、株式の希釈化は生じません。）

4. 上記取り組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

上記2. に記載した基本方針の実現に資する特別な取り組みは、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上に資する具体的方策であり、まさに当社の基本方針に沿うとともに、当社の株主共同の利益に資するものであり、また、当社の経営陣の地位の維持を目的とするものではありません。

また、本プランは、上記3. に記載のとおり、企業価値・株主共同の利益を確保・向上させる目的をもって導入されたものであり、基本方針に沿うものです。特に、本プランは、株主意思を重視するものであること、その内容として合理的な客観的発動要件が設定されていること、独立性の高い社外者によって構成される独立委員会が設置されており、本プランの発動に際しては必ず独立委員会の判断または株主意思の確認を経ることが必要とされていること、独立委員会は当社の費用で第三者専門家の助言を得ることができることとされていること、有効期間が3年間と定められたうえ、株主総会または取締役会でいつでも廃止できるとされていることなどにより、その公正性・客観性が担保されており、高度の合理性を有し、企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであって、当社の経営陣の地位の維持を目的とするものではありません。

(4) 研究開発活動

当第1四半期連結累計期間の研究開発費の総額は64百万円であります。

なお、当第1四半期連結累計期間において当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

(5) 経営成績に重要な影響を与える要因及び経営戦略の現状と見通し

当第1四半期連結累計期間において、当社グループの経営成績に重要な影響を与える要因に変更はありません。

(6) 経営者の問題認識と今後の方針について

当第1四半期連結累計期間において、経営者の問題認識と今後の方針についての変更はありません。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	60,000,000
計	60,000,000

②【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間 末現在発行数（株） （平成26年6月30日）	提出日現在 発行数（株） （平成26年8月8日）	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	24,150,000	24,150,000	東京証券取引所 （市場第二部）	単元株式数は1,000株である。
計	24,150,000	24,150,000	—	—

(2)【新株予約権等の状況】

該当事項なし。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項なし。

(4)【ライツプランの内容】

該当事項なし。

(5)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 （株）	発行済株式 総数残高 （株）	資本金増減額 （千円）	資本金残高 （千円）	資本準備金 増減額 （千円）	資本準備金 残高 （千円）
平成26年4月1日～ 平成26年6月30日	—	24,150,000	—	2,449,000	—	612,250

(6)【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はない。

(7) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日である平成26年3月31日の株主名簿による記載をしている。

①【発行済株式】

平成26年3月31日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 820,000	—	—
完全議決権株式 (その他)	普通株式 23,240,000	23,240	—
単元未満株式	普通株式 90,000	—	—
発行済株式総数	24,150,000	—	—
総株主の議決権	—	23,240	—

(注) 1 「完全議決権株式 (その他)」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式2,000株 (議決権2個) が含まれている。

2 「単元未満株式」欄の普通株式には当社所有の自己保有株式411株が含まれている。

②【自己株式等】

平成26年3月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有 株式数の割合 (%)
(自己保有株式) 株式会社ノザワ	神戸市中央区浪花町15番地	820,000	—	820,000	3.39
計	—	820,000	—	820,000	3.39

2【役員の状況】

該当事項なし。

第4【経理の状況】

1 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成している。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期連結会計期間（平成26年4月1日から平成26年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成26年4月1日から平成26年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、新日本有限責任監査法人により四半期レビューを受けている。

1 【四半期連結財務諸表】

(1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成26年 3 月31日)	当第 1 四半期連結会計期間 (平成26年 6 月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	3,545,930	3,272,814
受取手形及び売掛金	3,802,259	3,873,591
商品及び製品	554,610	586,458
仕掛品	6,288	4,194
原材料及び貯蔵品	121,216	135,423
未成工事支出金	114,382	292,008
その他	1,024,088	880,954
貸倒引当金	△2,828	△2,679
流動資産合計	9,165,948	9,042,766
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	2,255,481	2,267,597
機械装置及び運搬具（純額）	2,074,325	1,986,666
土地	6,501,980	6,501,980
建設仮勘定	41,828	33,397
その他（純額）	279,767	266,694
有形固定資産合計	11,153,384	11,056,337
無形固定資産	14,913	14,513
投資その他の資産		
投資有価証券	2,110,462	2,176,592
その他	1,085,378	908,869
貸倒引当金	△79,354	△79,354
投資その他の資産合計	3,116,486	3,006,107
固定資産合計	14,284,783	14,076,958
資産合計	23,450,732	23,119,725

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成26年6月30日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	2,856,997	2,842,527
短期借入金	1,540,000	1,540,000
未払法人税等	703,876	96,443
賞与引当金	278,000	141,500
その他	767,431	1,243,847
流動負債合計	6,146,305	5,864,318
固定負債		
長期借入金	2,320,000	2,175,000
再評価に係る繰延税金負債	1,707,038	1,707,038
退職給付に係る負債	1,908,990	1,866,167
資産除去債務	13,411	13,442
その他	529,585	501,515
固定負債合計	6,479,026	6,263,164
負債合計	12,625,331	12,127,482
純資産の部		
株主資本		
資本金	2,449,000	2,449,000
資本剰余金	1,470,572	1,470,572
利益剰余金	2,939,593	3,126,764
自己株式	△48,930	△49,343
株主資本合計	6,810,235	6,996,993
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	403,422	441,349
土地再評価差額金	2,901,730	2,901,730
為替換算調整勘定	197,439	171,167
退職給付に係る調整累計額	△191,069	△176,794
その他の包括利益累計額合計	3,311,522	3,337,453
少数株主持分	703,642	657,795
純資産合計	10,825,400	10,992,242
負債純資産合計	23,450,732	23,119,725

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第1四半期連結累計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年6月30日)
売上高	4,128,766	4,757,698
売上原価	2,815,781	3,119,467
売上総利益	1,312,985	1,638,231
販売費及び一般管理費	963,183	1,085,296
営業利益	349,801	552,934
営業外収益		
受取利息	136	265
受取配当金	18,961	22,817
為替差益	49,585	—
貸倒引当金戻入額	107	149
その他	8,162	8,265
営業外収益合計	76,954	31,497
営業外費用		
支払利息	18,664	13,482
為替差損	—	17,548
その他	19,722	22,742
営業外費用合計	38,386	53,773
経常利益	388,369	530,658
特別利益		
投資有価証券売却益	53,251	—
特別利益合計	53,251	—
特別損失		
固定資産除却損	5,743	5,339
特別損失合計	5,743	5,339
税金等調整前四半期純利益	435,876	525,318
法人税、住民税及び事業税	81,091	96,545
法人税等調整額	66,047	98,899
法人税等合計	147,138	195,445
少数株主損益調整前四半期純利益	288,738	329,873
少数株主利益又は少数株主損失(△)	24,557	△20,604
四半期純利益	264,180	350,478

【四半期連結包括利益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第1四半期連結累計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年6月30日)
少数株主損益調整前四半期純利益	288,738	329,873
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	△4,872	37,927
為替換算調整勘定	105,705	△51,514
退職給付に係る調整額	—	14,275
その他の包括利益合計	100,833	688
四半期包括利益	389,571	330,562
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	314,122	376,408
少数株主に係る四半期包括利益	75,449	△45,846

【注記事項】

(会計方針の変更)

「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。)及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号 平成24年5月17日。以下「退職給付適用指針」という。)を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当第1四半期連結会計期間より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、計算に用いる割引率を従業員の平均残存勤務期間に近似した年数を基礎に決定する方法から、退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法に変更している。

なお、この変更に伴う期首の利益剰余金並びに損益に与える影響はない。

(四半期連結貸借対照表関係)

1 手形流動化に伴う裏書譲渡高

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成26年6月30日)
受取手形裏書譲渡高	2,757,263千円	2,444,413千円

2 偶発債務

平成19年10月1日付けで石綿健康障害による労災認定者であり当社の事業活動と直接因果関係が認められるものに対する補償制度を導入したことから、将来当該制度に基づき補償負担が発生する可能性がある。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成していない。なお、第1四半期連結累計期間に係る減価償却費(無形固定資産に係る減価償却費を含む。)は、次のとおりである。

	前第1四半期連結累計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年6月30日)
減価償却費	128,943千円	135,368千円

(株主資本等関係)

前第1四半期連結累計期間(自平成25年4月1日至平成25年6月30日)

配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成25年6月27日 定時株主総会	普通株式	93,341	4	平成25年3月31日	平成25年6月28日	利益剰余金

当第1四半期連結累計期間(自平成26年4月1日至平成26年6月30日)

配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成26年6月27日 定時株主総会	普通株式	163,307	7	平成26年3月31日	平成26年6月30日	利益剰余金

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自平成25年4月1日至平成25年6月30日)及び当第1四半期連結累計期間(自平成26年4月1日至平成26年6月30日)

当社グループは、建築材料関連事業の単一の報告セグメントであるため、記載を省略している。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりである。

	前第1四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年6月30日)
1株当たり四半期純利益金額	11円32銭	15円02銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益金額(千円)	264,180	350,478
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る四半期純利益金額(千円)	264,180	350,478
普通株式の期中平均株式数(千株)	23,335	23,329

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していない。

(重要な後発事象)

該当事項なし。

2 【その他】

当社は、石綿関連疾患に関して、建設従事者とその遺族から、国に対しては国家賠償法に基づき、当社を含む建材メーカー数十社に対しては不法行為責任及び製造物責任に基づき、札幌、東京、横浜、京都、大阪、福岡の各地方裁判所及び東京高等裁判所に総額245億62百万円の損害賠償請求を提起されている。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成26年 8 月 8 日

株式会社ノザワ

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 小 川 佳 男 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 増 田 豊 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ノザワの平成26年4月1日から平成27年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間(平成26年4月1日から平成26年6月30日まで)及び第1四半期連結累計期間(平成26年4月1日から平成26年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ノザワ及び連結子会社の平成26年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。

【表紙】

【提出書類】	確認書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の8第1項
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	平成26年8月8日
【会社名】	株式会社ノザワ
【英訳名】	NOZAWA CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 野 澤 俊 也
【最高財務責任者の役職氏名】	専務取締役管理本部長 三 原 伸 夫
【本店の所在の場所】	神戸市中央区浪花町15番地
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 株式会社ノザワ東京支店 (東京都中央区新富一丁目18番1号(住友不動産京橋ビル)) 株式会社ノザワ名古屋支店 (名古屋市中区錦二丁目4番15号(ORE錦二丁目ビル))

1 【四半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表取締役社長野澤俊也及び当社専務取締役管理本部長三原伸夫は、当社の第155期第1四半期（自 平成26年4月1日 至 平成26年6月30日）の四半期報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認いたしました。

2 【特記事項】

確認に当たり、特記すべき事項はありません。